

りとなる。

個体数水準	保護・管理の目標	
	分布域	個体数
<b>1 (危機的地域個体群)</b> 【成獣個体数】※13 100頭以下 【分布域】※13 きわめて狭く孤立	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準 2 への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟禁止。緊急の場合は、捕獲数を最小限にとどめるため、可能な限り非捕殺的対応により捕殺を避ける（捕獲上限割合は成獣の個体数の3%）。
<b>2 (絶滅危機地域個体群)</b> 【成獣個体数】 100-400頭程度 【分布域】 狭く、他個体群との連続性少ない	分布域及び周辺地域の環境保全と復元により、分布域の維持・拡大を図り、周辺の地域個体群との連続性を確保する	個体数水準 3 への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟禁止、捕獲上限割合は成獣の個体数の5%
<b>3 (危急地域個体群)</b> 【成獣個体数】 400-800頭程度 【分布域】 他個体群との連続性が制限	分布域の維持、分布域内の環境保全	個体数水準 3 の維持または水準 4 への引き上げ 【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数（捕獲上限割合）を総個体数（目標が水準 4 へ引き上げの場合は成獣の個体数）の8%以下に抑えるように努める。
<b>4 (安定存続地域個体群)</b> 【成獣個体数】 800頭程度以上 【分布域】 広く連続的	分布域の維持、分布域内の環境保全 分布域拡大により人間との軋轢が顕著に増加している場合には分布域の縮小、分布域内の環境保全	個体数水準維持と持続的狩猟の維持、適正個体数への誘導 【捕獲上限割合】狩猟と被害防止目的捕獲及び特定計画に基づく個体数調整捕獲の合計数（捕獲上限割合）は総個体数の12%以下に抑えるように努める。人間との軋轢が恒常的に発生している場合、捕獲枠を3%上乘せ（総個体数の15%以下）することも可能である。

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）より

本県におけるクマの推定生息数は1,188頭である（表-6）。

越後・三国地域個体群の推定生息数は、データを公表している隣接県のみの合計数が、2,889頭（群馬県993頭、栃木県461頭、新潟県656頭、長野県779頭、福島県は不明）で、ガイドラインの安定存続個体群（個体数水準4（総捕獲数は生息数の12%以下））に該当すると判断される。

関東山地地域個体群の推定生息数は、データを公表している隣接都県のみの合計数が、689頭（群馬県195頭、長野県199頭、山梨県295頭、東京都・埼玉県・神奈川県は不明）であり、ガイドラインの危急地域個体群（個体数水準3（総捕獲数は生息数の8%以下））に該当すると判断される。

いずれの地域個体群においても、環境省の第二種特定鳥獣管理計画の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン」におけるⅡ種別編、クマ類における「クマ類の保護管理ユニット及び監視区域」による個体数水準とも一致している。

## イ 捕獲の抑制

市町村、狩猟者、農林業者等の関係者に対し、有害捕獲及び狩猟による年間総捕獲数が適正管理基準を超過しないよう、適正な捕獲の実施について周知するとともに協力を要請する。

## ウ 許可捕獲

### (ア) 許可捕獲の基本方針

クマの捕獲許可については、地域個体群を安定的に維持する観点から、被害を効果的に防止するために必要最小限の範囲で許可することとし、下記の方針に基づき実施するものとする。

#### a 許可捕獲を可能とする場合

- ・地域内において、クマによる被害が特に問題となっており、生息環境管理や被害防除対策を行うなど、総合的な被害対策を実施している市町村が、地域計画を策定した場合には、総合的な被害対策の一環としての捕獲を認める。
- ・人身への危害が発生またはそのおそれがある場合など、不測の事態により緊急的な対応が必要とされる場合は、捕獲許可を可能とする。
- ・原則として、現に被害が発生しており、効果的かつ十分な被害防止対策を講じていても、被害が軽減されない場合は、捕獲許可を可能とする。

#### b 加害個体の特定

捕獲は、カメラの設置などにより加害個体を特定して行う。

#### c 捕獲方法

捕獲方法は「箱わな」又は「ドラム缶型わな」とする。但し、緊急の場合には「銃器」の使用も認めるが、安全性には十分配慮する。

### (イ) 許可捕獲による捕獲数の管理

有害捕獲を実施した市町村にあつては、管轄の（環境）森林事務所に捕獲に係る報告書を速やかに提出する。県は、地域個体群ごとの捕獲数を常に把握するとともに、管理年次における年間総捕獲数が適正管理基準を超過する可能性がある場合は、群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会ツキノワグマ専門部会において捕獲数の推移、捕獲地点、農林業被害の状況、目撃状況、被害対策の実施状況等について検討し、その結果に基づき関係者に対して指導・助言等を行い、捕獲の適正な管理に努める。

## エ 有害捕獲による捕獲個体の取扱い

有害捕獲により捕獲した個体については、科学的・計画的な管理を実施するためのデータ収集の必要があることから、捕獲実施者は原則として全頭の検体を自然史博物館へ送付する。

## オ 狩猟

狩猟による捕獲数についても、年間総捕獲数に含むことから、捕獲情報の収集に努める。

## カ 狩猟による捕獲個体の取扱い

狩猟により捕獲した個体については、狩猟団体・狩猟者等に対して歯などの検体の自然史博物館への送付の協力を求める。

### (5) 錯誤捕獲の防止・放獣

シカやイノシシ等の大型獣の捕獲を強化した結果、当該大型獣捕獲のために設置されたわなに誤ってクマが捕獲される事案が発生している。錯誤捕獲の発生を防止するため、鳥獣保護管理事業計画により規定しているくくりわなの直径の制限等を遵守するとともに、箱わなを使用する場合は天井部分に脱出口を開け、クマが錯誤捕獲された場合でも脱出できる構造のものを可能な限り使用する。また、クマを誘引する可能性のある餌使用を避けるなど、錯誤捕獲の防止には十分な注意を払う。

錯誤捕獲が発生する可能性がある場合にあつては、別に定める錯誤捕獲の対応指針により、適切に対応する。

## 9 モニタリング等の調査・研究

次のとおり調査を行う。なお、必要に応じて見直しを行う。

### ア 生息状況調査

#### (ア) 生息状況調査及び出没予測

生息頭数を把握するための調査を定期的を実施するとともに、堅果類の豊凶調査については毎年度実施し、出没動向の予測に活用する。また、市町村等からの出没・捕獲状況データ等から分布域及び生息状況の変化を把握する。

### イ 狩猟状況調査

#### (ア) 狩猟報告

基本となる捕獲情報に加え、ハンターメッシュごとに、出猟日、出猟人数、目撃情報、捕獲数、捕獲個体の性別、検体実施等の情報を収集する。

#### (イ) 狩猟実態調査

狩猟者に対し、狩猟目的や意識、捕獲個体の利用等についての調査を隔年で実施する。

#### (ウ) 放射性物質検査

野生鳥獣肉の放射性物質検査を行い、県民へ情報提供を行う。

### ウ 捕獲状況及び個体分析調査

#### (ア) 動物情報報告

有害捕獲による捕獲個体について、捕獲日時、場所、性別、年齢等の情報を集約する。

#### (イ) 捕獲個体調査

捕獲個体を調査し、食性、繁殖状況、年齢構成及び栄養状態等を把握するため、個体分析を行う。

## **エ 被害調査及び対策効果検証**

### **(ア) 野生鳥獣による農林業被害調査**

被害作物や被害金額、面積等を毎年度調査する。

### **(イ) 地区ごとにおける被害意識調査**

集落単位で被害状況をアンケートして、現場の実態を反映させた被害実感を把握する。

### **(ウ) 対策の効果検証**

各種調査や捕獲状況、防除対策実施状況等の結果を分析し、被害軽減効果の検証を行う。

## **オ 研究・開発**

### **(ア) 被害対策技術の開発**

大学等と連携し、各種調査や結果及び対策実施状況を分析し、地域の実情に合わせた効果的な被害対策技術の開発や普及を行う。

## **10 その他管理のために必要な事項**

### **(1) 人材育成**

農林業者及び地域住民に対して、鳥獣に関する法令・被害防除の知識や技術について研修会等を実施する。

### **(2) 野生獣肉の資源利用**

本県で捕獲されたクマには、基準値を超える放射性物質が検出されているため、食肉としての流通が制限されている。また、食肉利用の制限は狩猟資源として価値が下がるため、出荷制限解除に向けた放射性物質検査を継続する。

### **(3) 広域的な連携（隣接県・国有林との連携）**

同一地域個体群が生息していると考えられる隣接県や国有林と情報交換や連携を図りながら、計画を推進していく。

### **(4) 情報公開及び普及啓発**

鳥獣に関する統計や被害調査結果等については、逐次ホームページ等で公開し、試験研究機関の合同研究成果発表会などにおいても、各種調査結果を積極的に公開する。

また、正しい被害対策の知識や技術の普及啓発のため、出前講座や地域の勉強会などに協力する。

## **11 計画の実施体制**

本計画の目的及び管理の目標を実施するため、県のほか、市町村、地域住民、農林業団体、猟友会、NPOや民間事業者、連携している大学等の幅広い関係者が相互に連携・協力し、あるいは学識経験者の助言を得ながら、一体となって取り組む。

## (1) 県

### ア 鳥獣被害対策支援センター

本計画の進捗状況の管理を行うとともに、クマ被害や対策に係る情報を集約した上で、関係者間での情報共有を図る。生息状況調査、堅果類豊凶調査を行い、クマの出没予測を行うことで、適正管理や出没対策に資する。

### イ 自然環境課

クマによる人身被害の発生防止に努める。捕獲が適切に実施されるよう捕獲状況の情報を収集し、関係者に提供し、情報の共有を図る。鳥獣保護管理事業計画を策定し捕獲許可基準及び鳥獣保護区等を設定する。

### ウ 技術支援課

農業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。農業被害対策の各種補助事業などによって地域が主体となった取組を支援する。

### エ 林政課

野生獣種による林業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。森林所有者等が行う林業被害対策に対して、各種補助事業を活用し支援を行う。

### オ 自然史博物館

市町村及び捕獲実施者の協力の下、捕獲個体の分析を行い、食性、繁殖状況、年齢構成及び栄養状態等のクマの生物学的情報の収集を行う。

### カ 林業試験場

森林・林業に関する専門機関として、剥皮被害の実態把握、剥皮するクマの生態的特徴と剥皮メカニズムなどについて調査研究を行う。

### キ (環境) 森林事務所

管轄地域内において適切に捕獲が実施されるよう啓発を図るとともに、林業被害対策の各種補助事業などによって市町村や林業者への支援を行う。

## (2) 市町村

農林業被害及び人身被害に係る防除対策の主体であり、各種補助事業を活用しながら地域の実情に応じた対策を推進するとともに地域の被害防止対策協議会の運営を行う。クマによる被害が特に問題となっており、総合的な被害対策を実施しようとする場合には、本計画の基本目標を踏まえた地域計画を作成する。また、地域住民に対し、計画に基づく各種施策やクマの生態等に関する普及啓発を行う。

## (3) 農林業者等住民

農地や所有林に対して被害防除対策による自己防衛を行う。あわせて、地域ぐるみによる対策に積極的に参画する。